

◎富士チタン工業(株) 神戸市測定結果

1 放流水

項目	単位	R6. 7. 31	基準	
			法※ ¹	要綱※ ²
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003 未満	0.03 以下	0.03 以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.1 以下	—
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	1 以下	0.3 以下
有機リン化合物	mg/L	0.01 未満	1 以下	0.3 以下
六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	0.5 以下	0.1 以下
砒素及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.1 以下	0.05 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.5 以下	—
亜鉛含有量	mg/L	0.07	2 以下	1.5 以下
溶解性鉄含有量	mg/L	0.1 未満	10 以下	2 以下
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.1 未満	10 以下	2 以下
大腸菌群数	個/cm ³	30 未満	3,000 以下	800 以下
燐含有量	mg/L	0.01 未満	16(日平均8)以下	8 以下
窒素含有量	mg/L	2.0	120(日平均60)以下	60 以下
水素イオン濃度	—	7.5	5.8~8.6	—
生物化学的酸素要求量	mg/L	1 未満	60 以下	30 以下
浮遊物質量	mg/L	1 未満	60 以下	40 以下

※¹ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）で規定される放流水基準

※² 神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱で規定される放流水基準

2 地下水

項目	単位	R6. 7. 31		基準※ ³
		地下水下流	地下水の上流	
六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
塩化物イオン	mg/L	3	4	—※ ⁴
電気伝導率	mS/m	26	9	—※ ⁴

※³ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）で規定される地下水基準

※⁴ 基準値は定められていないが、法で異状が認められないことが定められている。